

令和7年第5回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第5号)

招 集 年 月 日	令和7年5月28日 (水)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和7年5月28日 14時00分	議長 沖 貴雄
	閉会	令和7年5月28日 14時40分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 9 名 欠 席 1 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △㊟ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5	藤井 里枝	○
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	○
	9	笠井 清孝	○
	10	河本 穂津雄	△
議事録署名委員	8 番	影井 伊久美	
	9 番	笠井 清孝	

会議に付した事案

[illegible]

議長	総会を開会させていただきます。 本日の出席委員 9 名です。 出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。 これより令和 7 年第 5 回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(14 : 00)
議長	議事録署名者の選任を行います。 この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。 (全員異議なし)
議長	全員異議なしと認めます。 よって議事録署名者に 8 番委員と 9 番委員を指名します。
議長	会議書記の指名を行います。 本日の会議書記に農業委員会事務局職員、野川伸枝氏と内藤康介氏を指名します。
議長	それでは、今回提出された議案第 34 号から議案第 36 号について事務局長より提案説明をお願いします。
事務局長	(提案説明)
議長	それでは、議案第 34 号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 34 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん、耕作面積は 1,497 m²です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん、耕作面積は 0 m²です。権利の内容は譲渡による所有権移転となっております。申請地は大字加計、田ノ原、地番が 2881 番、地目が畑と、合計面積が 192 m²です。理由としましては、譲渡人は高齢で耕作困難なため譲り渡す、譲受人は耕作するため譲り受けとなっております。以上です。
議長	続いて事務局より説明をお願いします。
事務局	はい、議案書 1 ページ、図面 2 ページ、3 ページ及び資料の航空写真をご覧ください。5 月 26 日に譲り渡し人の■■■■■■■■■■さんへの聞き取り調査、担当委員と佐々木推進委員との 2 名で現地確認をしました。調査結果について事案説明をいたします。現在、申請地は 2883-1 番地に住んでおられるのは■■■■■■■■■■さんです。申請人、■■■■■■■■■■さんから言えば祖母に当たります。■■■■■■■■■■さんによりますと、父の代から申請農地を家庭菜園農地として■■■■■■■■■■さんに貸しておられます。譲渡人の■■■■■■■■■■さんは遠方(鮎ヶ平)でもあり耕作する意思もないことから申請人の■■■■■■■■■■さんに譲り渡すこととなったものです。譲受人の■■■■■■■■■■さんの父が頻繁に来

	られて耕作されているそうです。農機具は耕運機を所有しておられます。農地法第3条第2項各号に該当しませんので許可相当と判断しました。審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、議案第34号について審議に入ります。議案第34号について、質疑ありませんか。
8番委員	譲受人の方は居住されるのではなく、通いで来られるのでしょうか。
事務局	はい、譲受人と譲受人のお父様が今もされていますが頻繁に来られて耕作をされる予定です。
議長	その他質疑はありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第34号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第34号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第35号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第35号、農地法第4条の規定による許可申請についてです。申請者の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さん、申請地は大字土居、字津麦、地番が301番5、地目が田と、合計面積が12㎡です。理由としましては、墓地にするためとなっております。以上です。
議長	続いて9番委員より説明をお願いします。
9番委員	はい、議案第35号の説明をいたします。議案書の4ページをご覧ください。図面は5、6ページです。5月20日に申請者に電話で聞き取りをし、現地調査をした事案説明をいたします。本事案は、申請者によります墓地への転用事案です。申請地は土居にあります。[REDACTED]の北側に隣接する場所になります。申請者は山にある墓地を自宅近くに移設したいとの事です。事業規模からみて、適切な面積であり、周辺の営農条件に支障が生じる恐れもないと認められることから許可相当と判断しました。審議のほどお願い致します。
議長	それでは、議案第35号について、審議に入ります。議案第35号について質疑はありませんか。 (全員質疑なし)

議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 35 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 35 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、議案第 36 号について事務局より提案説明をお願いします。
事務局	はい、議案第 36 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さんです。譲受人の住所は[REDACTED]、氏名が[REDACTED]さんです。権利の内容は借地権の設定となっております。申請地は大字土居、字砂田、地番が 200 番 1、地目が田で面積が 888 m²です。理由としましては、請け負っている工事の仮設事務所、トイレ、駐車場として使用するためです。以上です。
事務局	続いて 9 番委員より説明をお願いします。
9 番委員	はい、議案 36 号について説明いたします。議案書の 7 ページをご覧ください。5 月 20 日申請者に電話の聞き取りをし、現地調査をしました結果について事案を説明いたします。本事案は譲受人の[REDACTED]さんによります、駐車場棟の転用事案です。仮設事務所、駐車場、仮設トイレに転用しようとするものであります。[REDACTED]から東に 100 メートルの位置にあります。この土地は令和元年 6 月から一般社団法人広島森林整備の土地です。農業振興財団と[REDACTED]が賃貸契約しているところとなります。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認める事から許可相当と判断しました。またこの土地は通常であれば農業振興地域から除外をしたうえで委員会の許可後に転用となりますが譲受人の認識不足により無断転用となっております。始末書は出されております。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	それでは、議案第 36 号について、審議に入ります。議案第 36 号について質疑はありませんか。 (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 36 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長	挙手多数でありますので、議案第 36 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。
事務局	はい、報告事項が 2 点ございます。1 点目に農地法第 3 条の 3 の規定による届出書が 6 件出ております。資料 1 をご覧ください。安芸太田町の■■■■さん、■■■■さん、三次市の■■■■さん、安芸太田町の■■■■さん、廿日市市の■■■■さん、安芸太田町の■■■■さんからの相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目等は、記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。
事務局	2 点目に第 4 回の総会で話がありました、テゴスの活動について紹介をさせていただきます。
テゴス	テゴスの大谷と申します。本日は総会のお時間を頂きありがとうございます。テゴスについてですが、広島県に一般社団法人広島県鳥獣対策と地域支援機構という中間支援組織が昨年よりできております。今年度から安芸太田町を含めた 10 の市町が中間支援組織に参加をいただいております。具体的な活動は私のように 1 市町に専任者として支援員を派遣しております。私は現在産業観光課に赴任をさせていただいています。私個人は今のところ、2 年半ほど安芸太田町へ移住し地域おこし協力隊と兼務しております。日数は月曜、水曜となります。現在しているのが、今まで産業観光課でしていました、鳥獣対策の業務の支援と町民の皆さんのご相談に対応しております。相談については、極力町民の皆さんのもとへ足を運び、詳しくヒアリングを行い対策提案をいたします。きめ細やかな町民の皆さんへのサービスが活動のひとつと考えております。また、テゴスの組織として地域の皆さんとの連携を密にしたいと考えております。どうしても 1 軒の方が頑張られても地域に出没する獣の対策としては難しい為、地域の皆さんと一緒に対策を進めたいと思っております。まだまだ、認知をしていただけていない状況を痛感しており、広報の 6 月号にも掲載をさせていただく予定です。もし、委員の皆様も困っておられる方から相談がありましたら紹介を頂けると幸いです。
議長	質疑はありませんか。
4 番委員	今度、花火講習会があるのですがもし来ていただけるのであれば来ていただく事は可能でしょうか。
議長	補足説明ですが、6 月 15 日に講習が 1 時間ほどあり、動物用駆逐用煙火の安全講習で取り扱い者になれますので、講習を受けていただくと追い払い用の煙火等器具の取り扱いが可能となりますので、ぜひ参加の希望があればご参加を検討ください。 ちなみに初回は 5,000 円となります。証明写真が必要となりますので、ない場合はその場で 500 円を支払い撮ることも可能です。

議長	他に質問はありませんか。
9 番委員	現在2 か月経って、実態としてどのように感じておりますか。 また、お願いとして1 年後に何件問い合わせ件数があり、何をしたか報告を頂く事は可能でしょうか。
テゴス	問い合わせ件数については、まだまだ周知が足りておらず産業観光課、支所へいただいている状況です。テゴスとしてご連絡を頂いた件数はほとんどない状況です。データについては、パソコン上でまとめているものですぐに見える状況となっています。年度報告についても行いたいと考えています。
議長	他に質問はありませんか。
8 番委員	役場とテゴスが協力しながらということですが、地域ごとに獣の種類等をマッピングするなどありますか。
テゴス	具体的にデータ化したものは現在ないのですが、今上がってきている情報についてはまとめを進めている状況です。テゴス本部としても、GPS 等を駆使して直近では猿など調査をしております。
議長	他に質問はありませんか。
7 番委員	費用は掛かるのでしょうか。
テゴス	市町からテゴスに対して委託業務費をいただいているので、相談いただくことに関して費用は必要ありません。但し、電柵等の対策費用につきましては購入される方の負担となります。
4 番委員	対策に係る帳票の関係についてもお手伝いはいただけるのでしょうか。
テゴス	お見積り等も含め、お手伝いをする事は可能です。但し、本人名義を記載する書類等本人が必須のものは代筆できませんがサポートをすることはできます。
議長	他に質問はありませんか。
9 番委員	月曜日と水曜日が勤務日との事ですが、他の曜日でも対応いただくことは可能でしょうか。
テゴス	基本は月曜日と水曜日ですが、都度調整することは可能です。
議長	他に質問はありませんか。

事務局長 議長 議長	少し前のめりになっていますが、週 2 回が基本であり少しずつ成果を上げてまいりたいと思いますので、長い目で見ていただけると幸いです。 他に質問はありませんか。 (全員質疑なし) 質疑がないようですので、以上で報告事項を終わります。 これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和 7 年第 5 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(14 : 40) 以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。 議 長 8 番委員 9 番委員
---------------------------------	---